

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱

制定	平成 28 年 7 月 25 日	区長決定 要綱第 223 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	区長決定 要綱第 36 号
改正	令和元年 8 月 1 日	区長決定 要綱第 285 号
改正	令和 3 年 8 月 17 日	部長決定 要綱第 291 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅に感震ブレーカーを設置した者に対し、その費用の一部を補助することにより、震災時における電気に起因する火災を抑制するための感震ブレーカーの設置を促進し、通電火災による被害の減少および地域防災力の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 地震発生時、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機具であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 分電盤タイプ 分電盤に感震センサーを内蔵または外付けし、規定値以上の揺れを感知するとブレーカーを落として電気を遮断するもの
 - イ 簡易タイプ アース付コンセントに接続し、地震発生時に疑似漏電を起こしブレーカーを落として電気を遮断する機能を有し、かつ、分電盤タイプと同等の動作性能を有するもの
- (2) 補助対象経費 感震ブレーカーを取り付ける際の機具の購入および設置に要した費用の額に消費税額を合わせた額
- (3) 補助対象地域 東京都が平成 24 年 1 月に策定した木密地域不燃化 10 年プロジェクト実施方針内の不燃化推進特定整備地区（放射 2 号線および補助 28、29 号線沿道地区を除く。）
- (4) 既設住宅 補助対象地域内にある木造戸建住宅および木造共同住宅
- (5) 新築住宅 補助対象地域内において木造戸建住宅または木造共同住宅に建て替えたもの

- (6) 補助決定者 既設住宅または新築住宅に居住し、既設住宅または新築住宅において感震ブレイカーの設置に伴う補助金の交付申請を区長へ行い、区長の補助金交付決定を受けた者
- (7) 指定業者 区と協定を締結し、既設住宅に感震ブレイカーを設置する工事を行い、補助決定者の補助金交付請求および受領に関する全ての権限を補助決定者より委任された事業者

(補助対象世帯)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、区内に住所を有し、居住する既設住宅または新築住宅において感震ブレイカーの設置を希望する世帯とする。ただし、既設住宅および新築住宅のうち、木造共同住宅を所有する者が感震ブレイカーを設置する場合、その木造共同住宅に自らが居住する部屋部分に限る。

- 2 前項に規定する補助対象者が属する世帯が、次の各号に掲げる世帯に該当するときは、当該世帯を特例世帯とし、その他の世帯を一般世帯とする。
 - (1) 65歳以上の者のみで構成された世帯
 - (2) 障害者のみで構成された世帯
 - (3) 65歳以上の者と障害者のみで構成された世帯
 - (4) 要介護3以上かつ65歳以上の者が属する世帯
 - (5) 2級(度)以上の障害者が属する世帯

(補助回数の制限)

第4条 この要綱により補助を受けることができる回数は、1年度につき1回とする。

(補助金額)

第5条 この要綱による補助金額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- (1) 分電盤タイプ(既設住宅の一般世帯) 補助対象経費の3分の2(上限50,000円)
- (2) 簡易タイプ(既設住宅の一般世帯) 補助対象経費の3分の2(上限20,000円)
- (3) 分電盤タイプ(既設住宅の特例世帯) 補助対象経費の6分の5(上限80,000円)
- (4) 簡易タイプ(既設住宅の特例世帯) 補助対象経費の全額(上限30,000円)

(5) 分電盤タイプ（新築住宅） 10,000円
(補助金の交付申請)

第6条 この要綱による補助金の交付申請は、次の各項に定める申請書および必要な書類を感震ブレイカー設置前に区長に提出しなければならない。

- 2 既設住宅に感震ブレイカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付申請書（既設住宅用）（第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 新築住宅に感震ブレイカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付申請書（新築住宅用）（第2号様式）を提出しなければならない。

(申請期日)

第7条 既設住宅および新築住宅に感震ブレイカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、その設置をしようとする年度の2月末日までに区長へ申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定および補助金額の確定)

第8条 区長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助の要件を満たすと認めたときは、補助金の交付および補助金額を決定し、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付決定通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により補助決定者に通知する。

- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の決定に際して条件を付し、また必要に応じて現地確認をすることができる。
- 3 区長は、第1項の審査により、補助の要件を満たしていないと認めるときは、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金不交付決定通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ用）（第4号様式）により、通知する。

(領収書の発行)

第9条 既設住宅に感震ブレイカーの設置工事を完了した指定業者は、補助対象経費から補助金額を差し引いた負担分の領収書を補助決定者に発行するものとする。

(補助の取下げ・取止め)

第10条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金（取下げ・取止め）届出書（既設住宅・新

築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ) (第5号様式) を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定後、感震ブレーカーの購入または設置を取止めるとき。
- (2) その他、補助金の交付申請を取下げるとき。

(補助金交付の請求)

- 第11条 既設住宅に感震ブレーカーの設置を完了した指定業者は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金に関する委任状(第6号様式。以下「委任状」という。)を添えて、補助金を請求するものとする。
- 2 新築住宅に感震ブレーカーの設置を完了した補助決定者は、速やかに品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付請求書(第7号様式)により、区長に補助金の交付を請求しなければならない。
 - 3 前2項ともに品川区感震ブレーカー設置推進事業実績報告書(既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ)(第8号様式)を請求と併せて提出しなければならない。

(補助金交付請求の委任)

- 第12条 既設住宅に感震ブレーカーを設置し、決定通知書による工事が完了した指定業者は、感震ブレーカー設置工事完了に際し、補助金交付請求および受領に関する全ての権限を受任するため、委任状を補助決定者から徴するものとする。
- 2 新築住宅に感震ブレーカーを設置し、前条第2項の規定による請求をする者は、補助金の受領について当該工事を実施した施工者に委任することができる。その場合は、前条第2項の規定による請求の際に、併せて当該受領に関する品川区感震ブレーカー設置推進事業委任状(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第13条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 区長が補助金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
 - (3) その他、この要綱の規定に違反する等、区長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消し

た場合は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）（第10号様式）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金返還請求書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）（第11号様式）により、補助決定者に対して期限を定め、その返還を求めるものとする。

（他商品の宣伝および販売の禁止）

第15条 指定業者は、感震ブレーカー設置工事の際、補助決定者に対して他商品を宣伝し、または販売してはならない。ただし、補助決定者から希望のあった場合は、この限りではない。

（財産処分制限期間）

第16条 品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）第18条に規定する目的に反する使用、譲渡、交換または貸し付けを制限する期間は、設置が完了した日より10年とする。ただし、家を新築、改築を行う場合、天災による場合等はこの限りではない。

（免責）

第17条 この事業は、地震発生時の家屋の出火および延焼から生命・財産を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても品川区はその責任を負わないものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書（既設住宅用）

（申請先）

品川区長

（申請者）

住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	タイプ	分電盤タイプ・簡易タイプ
	メーカー名	
	製品・品番名	
購入・設置にかかる金額 (税込)		円
補助金額（※1）		円
添付資料		<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の写し（上記製品の内容が分かるもの） ・設置場所が分かる案内図（住宅地図等） ・対象建築物の構造が確認できるもの（建築計画概要書等） ・感震ブレーカーの規格および構造が確認できるカタログまたは仕様書等の写し ・特例世帯の場合は、特例世帯であることが確認できるもの（障害者手帳・介護保険証の写し等）※2

※1 補助金額は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第5条各号の規定に基づくものとする。

※2 65歳以上の者のみで構成された世帯であることの証明は不要とする。

※3 住宅または部屋の賃借人等が、分電盤タイプの補助金の交付について申請する場合、所有者・管理者等の許可を得たうえ申し込むこと。

以下、品川区記入欄

受付番号	
------	--

収受印

品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付申請書（新築住宅用）

（申請先）

品川区長

（申請者）

住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレイカー設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品・品番名	
申請金額		円
添付資料		<ul style="list-style-type: none">・見積書の写し（上記製品の内容が分かるもの）・設置場所が分かる案内図（住宅地図等）・対象建築物の構造が確認できるもの（建築計画概要書等）・規格および構造が確認できるカタログまたは仕様書等の写し

以下、品川区記入欄

受付番号	
------	--

收受印

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業

補助金交付決定通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）

年 月 日付で申請されました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定いたしました。

・第6条第2項に関する補助金

項目	金額	備考
補助対象経費額	円	設置に係る経費全額
補助金額	円	品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第5条各号の規定に基づく金額
申請者負担額	円	実際に業者へ支払う金額

※補助金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

・第6条第3項に関する補助金

項目	金額	備考
補助金額	円	

・上記のとおり決定した補助金については、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付すこととします。

条件：

※条件欄が空白の場合は条件を付しておりません。

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金

不交付決定通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）

年 月 日付で申請されました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付しないことを決定いたしました。

<input type="checkbox"/>	一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤ガイドラインJWDS0007付2」の規格で定める構造および機能を有しないため
<input type="checkbox"/>	アース付コンセントに接続し、地震発生時に疑似漏電を起こしてブレーカーを落として電気を遮断する機能を有し、かつ、分電盤タイプと同等の動作性能を有する簡易タイプでないため
<input type="checkbox"/>	補助対象地域外のため
<input type="checkbox"/>	補助対象建築物の構造ではないため
<input type="checkbox"/>	(その他)

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金

（取下げ・取止め）届出書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）

（申請先）
品川区長

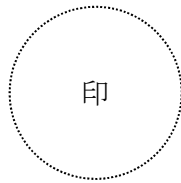
（申請者）
住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、申請しました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書を（取下げ・取止め）ますので、同要綱第10条第1号または第2号により、以下のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未交付 ・ 年 月 日
理由	



年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金に関する委任状

年 月 日付品防発第 号にて決定通知のあった品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金について、以下の補助金の請求・受領に関する一切の権限を（事業者名）（住所）に委任します。

補助金	円
-----	---

委任者

氏名	印
住所	
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付請求書

（申請先）
品川区長

（申請者または委任を受けた者）

住所

氏名

印

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

交付決定通知書番号	年 月 日・第 号		
交付決定通知書による交付金額	円		
振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		支店 出張所 支所
	口座番号	普通・当座	
	ふりがな		
	口座名義人		

以下、品川区記入欄

受付番号	
------	--

収受印

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業実績報告書

（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）

（申請先）

品川区長

（申請者または委任を受けた者）

住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

購入・設置 製品	メーカー名	
	製品・品番名	
添付資料（裏面貼付）	設置前、工事中および設置後の写真	

（裏面有）

【設置前の写真】

(貼付)

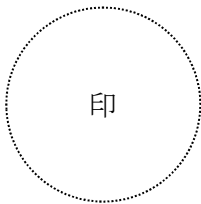
【工事中の写真】

(貼付)

【設置後の写真】

(貼付)

※簡易タイプの場合、工事中の写真は省略できるものとする。



第9号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業委任状

年 月 日付品防発 号にて決定通知のあった品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金について、以下の補助金の請求・受領に関する一切の権限を被委任者に委任します。

補助金	円
-----	---

委任者

氏名	印
住所	
電話番号	

被委任者

会社名	
代表者名 氏名	印
住所	
電話番号	

【注意事項】

請求書および支払金口座振替依頼書を併せて提出すること。

第10号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定

（一部・全部）取消通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）

年 月 日第 号品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定通知書（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）について、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定の（一部・全部）を取り消したので通知します。

取消の種類	一部 ・ 全部
-------	---------

交付決定金額	取消前	
	取消後	
取消の理由		

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：

第11号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金返還請求書
（既設住宅・新築住宅／分電盤タイプ・簡易タイプ）

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のおり補助金の返還を請求します。

1. 補助金返還請求額

円

2. 返還方法

別添え納入通知書により金融機関へ納付してください。

3. 返還期限

年 月 日（ ）

担当部署：

担当者：

問い合わせ先：